

議案第110号

さいたま市保育所条例及びさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市保育所条例及びさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保育所条例及びさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

(さいたま市保育所条例の一部改正)

第1条 さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者負担額の徴収) 第7条 市長は、保育所から保育を受けた児童の <u>教育・保育給付認定保護者</u> （子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をいう。）又は扶養義務者から、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さいたま市条例第20号）第1条に規定する利用者負担額を徴収する。	(利用者負担額の徴収) 第7条 市長は、保育所から保育を受けた児童の <u>支給認定保護者</u> （子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する <u>支給認定保護者</u> をいう。）又は扶養義務者から、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さいたま市条例第20号）第1条に規定する利用者負担額を徴収する。

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正す

る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（法附則第9条第1項に規定する経過措置における市が定める額）</p> <p>2 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（法附則第9条第1項に規定する経過措置における市が定める額）</p> <p>2 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p>

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。